

名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成16年7月
名古屋市

目 次

第1	計画策定にあたって	
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
第2	ホームレスに関する現状	
1	ホームレス援護施策の現状	3
2	本市のホームレスの現状	9
第3	ホームレス援護施策の推進方策	
1	基本的な考え方	16
2	7つの主な取り組み	18
(1)	住まいの確保	18
(2)	雇用の確保	22
(3)	心身の健康回復	28
(4)	ホームレスに対する相談・援護	31
(5)	ホームレスの人権擁護	36
(6)	地域における生活環境の改善	37
(7)	国・県・経済団体等との連携及び市民との協働	38

第1 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

- (1) 近年の厳しい経済情勢の下、深刻な雇用情勢の悪化や失業の増加等により、働く場所と住む家を失い、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所とし、日常生活を営むことを余儀なくされている人たちが急増しています。これらのホームレスと呼ばれる人たちは、日々の食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状態にあります。その一方、ホームレスの人たちが起居する公園等を抱える地域社会においてあつれきが生ずるなど、ホームレス問題は深刻な社会問題となっています。

このような中、本市では、市内のホームレスの数が増加する実態に鑑み、ホームレス問題は放置できない緊急な課題であり、全庁的にホームレス問題に取り組む必要があるとの認識のもとに、ホームレスに対する援護施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成13年8月に市長を本部長とする「ホームレス援護施策推進本部」を設置し、ホームレス自立支援事業を実施するなど積極的にホームレス問題に取り組んできました。

今回、国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）を制定しました。

法は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国においては、ホームレスの実態に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することとしました。

また、都道府県においては、必要があると認められるときは、基本方針に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定することとし、同様に、市町村においても、基本方針及び都道府県の実施計画に即し、実施計画を策定しなければならないものとししました。

これを受けて、国は、平成15年1月から2月にかけて、全国調査を実施し、その結果に基づいて平成15年7月に基本方針の策定を行い、その中で、ホームレスの就業機会の確保、安定した居住の場所の確保や保健及び医療の確保等12項目からなるホームレスの自立の支援等に関する国と

しての基本的な方針を明示しました。

また、愛知県も平成16年3月に愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画（以下「県実施計画」という。）の策定を行い、その中で県としての取り組みを示しています。

本市では、今後もホームレス問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに、具体的な援護施策を推進する必要があることから、法に基づき、また、基本方針及び県実施計画をふまえながら、本市の実施計画を策定することとしました。

- (2) この計画の策定にあたっては、ホームレスの人たちが多数存在する地域の住民やNPO法人、ボランティア団体等民間団体からの意見・要望、学識経験者の意見、さらに、平成13年度市政モニターアンケートの第5回「住居のない人（いわゆるホームレス）について」の結果や平成15年2月の市内ホームレスの人たちに対して行った聞き取り調査等の結果を幅広く勘案し、計画に反映させるよう努めました。
- (3) この計画は、「名古屋新世紀計画2010」（平成12年9月策定）の部門別計画及び「なごや人権施策推進プラン」（平成14年3月策定）に即して策定しました。

2 計画の期間

この計画は、基本方針が定める計画期間である5年間、すなわち、平成16年度から平成20年度までを計画期間とします。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレス援護施策の現状

(1) ホームレス援護施策推進本部について

ア ホームレス問題連絡会議の発足

ホームレス問題は、一地方自治体の範囲を超えた問題であるとの認識から、平成11年2月に、関係省庁及び関係地方公共団体による「ホームレス問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）」が発足しました。

同年5月には、連絡会議により「ホームレス問題に対する当面の対応策について」（以下「対応策」という。）が取りまとめられ、ホームレス自らの意思による自立した生活への支援等に関する施策について、国と関係地方公共団体が一体となって取り組むこととなりました。

イ ホームレス援護施策推進本部の設置

本市は、連絡会議による対応策を受けて、ホームレスの人たちをただ公共の場から排除するのではなく、地域社会の一員として自立した社会生活を営めるよう、福祉、就労、住宅及び医療等様々な援護施策を総合的かつ円滑に推進する必要があるという考え方に立ち、平成13年8月に市長を本部長とする「ホームレス援護施策推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置し、ホームレス問題に全庁的に取り組むこととしました。

(2) 現行のホームレス援護施策について

ア 基本的な考え方

本市は、連絡会議の対応策の内容をふまえ、推進本部を中心として、「住まいの確保」、「雇用の確保」、「心身の健康回復」、「ホームレスに対する相談・援護」並びに「国・県・経済団体等との連携及び市民との協働」という5つの主な取り組みを行っています。

また、ホームレスの援護施策は、「緊急保護と自立支援事業の利用に向けた事前評価(自立支援事業の利用を希望する人の意欲や能力を判定し、事業の利用が可能かどうか事前に評価することをいう。以下同じ)」、「自立に向けての支援」及び「社会生活への復帰」という自立に向けた3つの段階に応じて、実効性のあるものを展開しています。

さらに、ホームレスの援護施策は、ホームレスの人たちの個々の状況に応じ、「就労による自立」及び「福祉等の援護による自立」という2つの目標を目指して施策を展開しています。

イ 5つの主な取り組み

(ア) 住まいの確保

ホームレスの人たちの住まいの確保について取り組みを行うため、次のような施策・事業を実施しています。

公営住宅の活用

ホームレス自立支援事業の利用者で、就労により地域で自立して生活することが可能となった人たちに対し、市営住宅の入居を行っています。

民間住宅の活用

地域の不動産業者と連携を図りながら、低廉な家賃の民間アパート等の情報を収集し、ホームレス自立支援事業の利用者等に対して情報の提供を行っています。

福祉施設への円滑な入所

高齢や身体上の理由等のため施設での生活が必要な人については、社会福祉施設への円滑な入所に努めています。

(イ) 雇用の確保

ホームレスの人たちの雇用の確保について取り組みを行うため、次のような施策・事業を実施しています。

ホームレス自立支援事業

就労意欲や能力のあるホームレスの人たちに対し、職業相談及び求職援助を中心としたホームレス自立支援事業（以下「自立支援事

業」という。)を平成14年11月28日から実施しています。

自立支援事業利用終了者の進路について (平成16年6月末現在)

利用終了者数	257人
野宿以外の生活が可能になった人	178人(69.3%)
この内、就労自立した人	133人(51.8%)

ホームレス能力活用推進事業

特に知識や技能を要しない職種の情報収集や事業主に対する理解と協力を得られるよう働きかけを行う能力活用推進員を配置し、自立支援事業の利用者等に対して、情報の提供等を行っています。

(ウ) 心身の健康回復

ホームレスの人たちの心身の健康回復について取り組みを行っています。

健康相談・健康診断

医療の必要があると思われるホームレスの人たちの疾病を発見し、適切な医療を受けられるようにするため、健康相談等を実施しています。

結核服薬支援(DOTS)

結核に罹患しているホームレスの人たちについては、服薬や医療の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等により、確実に治療を完了させる結核服薬支援を行っています。

医療機関の確保

医療の必要があると思われるホームレスの人たちが、適切な医療を受けられるよう医療機関への協力を依頼するとともに、医療機関へ円滑に受け入れてもらえるよう様々な事業を行っています。

(エ) ホームレスに対する相談・援護

ホームレスの人たちが地域で自立した社会生活が可能となるよう様々な相談に乗るとともに、野宿生活により疲弊した心身の健康回復を図る等の援護について取り組みを行っています。

社会福祉事務所における相談・援護

社会福祉事務所は、ホームレスの人たちに対して、生活、医療及び自立支援事業の利用等に関する各種の相談・援護を行っています。

巡回相談事業

ホームレスの人たちが多く集まる公園等を巡回して生活実態等を把握するとともに、福祉援護施策等について相談を行っています。

一時保護事業

一時保護所を設置し、自立支援事業の利用に向けての事前評価又は生活保護の要否や居宅生活の可否の判定が必要なホームレスの人たちに対して、宿所及び食事を提供する一時保護事業を行っています。

ホームレス緊急一時宿泊事業

ホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を設置し、公園で起居するホームレスの人たちの心身の健康回復と就労自立に向けての動機付けを行うとともに、公園の適正利用を図るために、ホームレス緊急一時宿泊事業（以下「シェルター事業」という。）を平成14年10月24日から実施しています。

シェルター退所者の進路について

（平成16年6月末現在）

退所者数	243人
野宿以外の生活が可能になった人	178人（73.3%）

(4) 国・県・経済団体等との連携及び市民との協働

本市だけでは、実効性のあるホームレスの援護施策を行うことができない分野について、国、県及び地元経済団体等と連携するとともに、NPO、ボランティア団体等市民と協働しています。

- 国や県の労働政策を所管する機関や地元経済団体等と、随時、必要な都度、情報交換や意見交換を行っています。
- ホームレスの人たちと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体等と必要に応じて情報交換や意見交換を行っています。

ウ 自立に向けた3つの段階

現行のホームレス援護施策は、次の3つの段階を踏んで、最終的にホームレスの人たちが地域で自立した生活を営むことを目指しています。

(ア) 第1段階においては、ホームレスの人たちに対して、緊急保護と自立支援事業の利用に向けた事前評価を行っています。

社会福祉事務所における相談・援護

社会福祉事務所は、ホームレスの人たちに対する巡回又は来所相談等を通じ、緊急に医療等が必要な人や要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）等を発見した場合は、その相談内容に応じて受診、入院、施設入所又は生活保護の適用等の必要な措置を講じ、自立に向けての処遇方針を立てます。

この場合、保護施設への入所が必要な人については、更生施設（身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。以下同じ。）や宿所提供施設（住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設をいう。以下同じ。）への円滑な入所に努めています。

医療機関の確保

緊急的に医療が必要なホームレスの人たちが適切な医療を受けられるように努めています。

一時保護事業

社会福祉事務所を通じ、野宿生活をしているホームレスの人たちを一時保護所に保護し、入所目的に応じて、自立支援事業の利用に向けた事前評価又は生活保護の要否や居宅生活の可否の判定を行っています。

シェルターへの入所

入所対象公園等で起居するホームレスの人たちについて、シェルターへの入所誘導を行っています。

シェルターの入所者に対しては、心身の健康回復を図り、その状況に応じて、自立に向けての処遇方針を立てるとともに、自立支援事業の利用に向けての事前評価又は福祉等の援護に向けての相談や助言・指導を行っています。

- (イ) 第2段階においては、ホームレスの人たちに対して、自立に向けた支援を行っています。

社会福祉事務所における相談・援護

社会福祉事務所は、入院した人や更生施設、宿所提供施設又は一時保護所に入所した人等に対して、その状況に応じ、居宅保護、福祉施設入所等の福祉等の援護による自立に向けた相談を行うとともに、必要な助言・指導を行っています。

結核服薬支援の実施

地域で社会生活ができるよう、更生施設において結核服薬支援を行っています。

シェルターにおける相談・援護

自立支援事業を利用しない入所者については、公共職業安定所への同行等就労自立に向けた支援を行うとともに、その状況に応じ、社会福祉事務所等関係機関と連携して、福祉等の援護による自立に向けての相談や、必要な助言・指導を行っています。

また、入所者が社会で日常生活を営むことができるよう料理教室を開催するなど必要な支援を行っています。

自立支援事業の利用

シェルター又は一時保護所を経て、自立支援事業を利用する人に対して、公共職業安定所から派遣された専門相談員による職業相談、求職援助及び軽作業の提供等を行い、就労による自立を支援しています。

また、利用者が就職した場合は、就労の継続的な支援を行うとともに、収入の一部の積み立てを奨励する等の助言、指導を行っています。

さらに、地域で自立した社会生活を営むために、就労とともに福祉等による援護が必要な人に対して、社会福祉事務所等関係機関と

連携して、援護の相談や必要な助言・指導を行っています。

- (ウ) 第3段階においては、ホームレスの人たちに対して、社会生活への復帰について支援を行っています。

社会福祉事務所における相談・援護

居宅保護、福祉施設入所等に向けた具体的な手続等について支援を行っています。

シェルターにおける相談・援護

入所者について、居宅保護、福祉施設入所等に向けた具体的な手続等について、社会福祉事務所等関係機関と密接な連携をとりながら支援を行っています。

自立支援事業の利用

利用者が就労等により自立し、住まいを確保する際、市営住宅の入居の活用を図り、また、地元不動産業者等と連携して、低廉な家賃や保証人が要らないアパートの情報収集・提供を行うとともに、保証人のない場合は身元保証制度の活用を行っています。

また、住宅に入居する際は、入居手続の具体的援助を行う等の支援をしています。

エ 現行のホームレス援護施策の2つの自立目標

現行のホームレス援護施策は、ホームレスの人たちの個々の状況に応じ、就労による自立と福祉等の援護による自立という2つの目標に向けて、自立支援事業の利用を中心とした施策と社会福祉事務所の援護の相談を中心とした施策を展開しています。

2 本市のホームレスの現状

本市は、現行のホームレス援護施策を推進するにあたり、ホームレスの人たちの実態を把握することを目的として、平成13年9月に、市内のホームレスの人たち261人を対象として聞き取り調査（以下「平成13年9月調査」という。）を実施しました。

また、国は、平成15年1月から2月にかけて、全国調査を実施しました

が、その際、市内のホームレスの人たち205人を対象とした生活実態調査の内容について、本市は、独自に集計（以下「本市集計」という。）を行いました。

この実施計画を策定するにあたり、全国調査及び平成13年9月調査の結果等と比較しながら、本市集計の結果を分析したところ、本市のホームレスの現状は、概ね以下のようなものでした。

(1) ホームレスの数等について

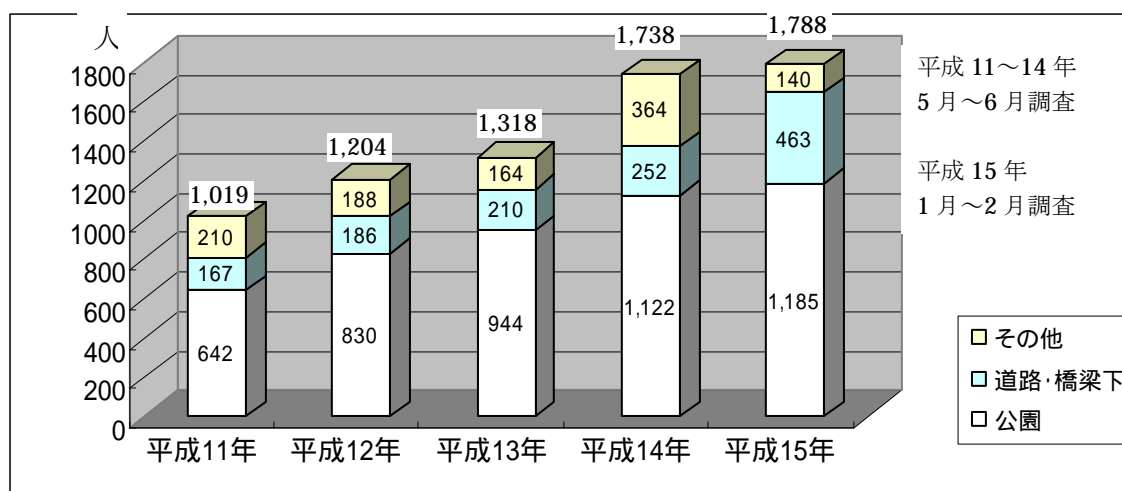
本市のホームレスの数について

全国調査の目視調査では、1,788人が確認されました。

平成14年に実施したホームレス目視調査で確認された1,738人と比較すると、全国調査が調査範囲を河川敷等に拡大して行われたにもかかわらず、50人のゆるやかな増加に止まりました。

また、女性のホームレス数については、56人（3.1%）が確認されています。

[過去5年間の市内ホームレスの数の推移]



(2) ホームレスの生活実態

ア 年齢について

平均年齢は56.5歳であり、全国の平均年齢55.9歳より0.6歳高く、50歳台が約45%を占めています。

また、平成13年9月調査の57.5歳と比較すると、今回は1歳若くなっています。

イ 野宿生活の形態

野宿場所について

「一定の場所に決まっている」が約89%（全国約84%）で、その具体的場所は、「公園」が約80%を占め、全国の約49%と比較すると約31%高くなっています。

野宿の形態について

「テント又は小屋を常設」が約71%となっており、全国の約54%と比較すると約17%高くなっています。

また、平成13年9月調査の約51%と比べて約20%増加しており、本市では、定住型ホームレス（テント又は小屋を常設しているホームレスをいう。以下同じ。）の占める割合が高く、数も増加しています。

食事について

「1日2回」が約45%（全国約46%）で最も多くなっています。

野宿生活の期間について

今回の野宿生活をするようになってからの期間等は、「1年以上3年未満」が約33%（全国約26%）と最も多くなっています。

1年未満は約26%（全国約31%）で、平成13年9月調査の約19%と比べると約7%増加するなど、本市では、野宿期間の短い人がやや増加しています。

野宿期間中の仕事について

約77%の人が収入のある仕事をしており、全国の約65%に比べ約12%高くなっています。

仕事の内容は、「廃品回収」が約73%で、全国の約68%に比べ約5%高く、平成13年9月調査の約59%と比較すると、廃品回収の割合が約14%増加しています。

仕事の収入について

月額3万円未満の人が約63%（全国約60%）と最も多くなっています。

ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の前に最も長く就いていた職業について

大工・配管工等「建設技能従事者」や土木工・現場片づけなど「建設作業従事者」の建設業関係が約40%（全国約43%）を占め、最も多くなっていますが、工場従事者等「生産工程・製造作業者」も約24%あり、全国の約17%に比べ約7%高くなっています。

野宿生活直前に就いていた職業について

建設業関係が約60%（全国約55%）を占め、最も多くなっていますが、「生産工程・製造作業者」も約16%あり、全国の約11%に比べ約5%高くなっています。

野宿生活前の職業上の地位について

最も長く就いていた職業における地位は、「常勤職員・従業員（正社員）」が約73%で、全国の約57%に比べ約16%高くなっています。

また、野宿生活直前に就いていた職業における地位は、「常勤職員・従業員（正社員）」が約55%で、全国の約40%に比べ約15%高くなっています。

野宿生活になった理由について

「倒産・失業」等仕事関係が約48%（全国約51%）を占め、最も多くなっています。

野宿生活直前に住んでいた地域について

愛知県内が約75%（名古屋市内は約60%）を占めています。

エ 健康状態と福祉制度

健康状態について

身体の具合の悪いところがある人は、約51%（全国約47%、平

成13年9月調査約47%)です。

また、この中で通院等の対処行動をとっていない人は、約64%(全国約68%)です。

社会福祉事務所について

社会福祉事務所へ相談に行ったことのある人は、約45%で、全国の約33%と比べて約12%高く、平成13年9月調査の約52%と比べて、約7%減少しています。

シェルターの利用について

利用希望がある人は、約22%で、全国の約39%と比べると約17%低くなっています。また、シェルターを利用したいと思わない理由の中では、「6か月後(退所後)の生活が不安」が約24%で最も多くなっています。

自立支援事業の利用について

利用希望のある人は、約35%(全国約39%)で、自立支援事業を利用したいと思わない理由の中では、「仕事がある、自分で仕事を探すから必要ない」が約27%で最も多くなっています。

生活保護の利用について

生活保護制度を利用したことがある人は、約23%(全国約25%)あります。

その利用方法は「病院へ入院して生活保護を受けた」が約65%で、全国の約55%と比べて約10%高くなっています。

オ 自立について

今後の希望について

「きちんと就職して働きたい」が約48%(全国約50%)で、最も多くなっています。一方、「今のままでいい(野宿生活)」が約15%(全国約13%)あります。

求職活動について

現在、「求職活動をしている」が約29%(全国約32%)で、求職活動を「今後する予定」の約23%(全国約26%)を合せると、約

52%（全国約58%）の人が、今後も含めて求職活動の意欲を持っています。

また、今後も含めて求職活動をしない人の求職活動をしない理由では、「疾病、障害、病弱、高齢で働けないから」が約38%と最も多くなっています。

就職するために望む支援について

「身元保証や住民票の設定の援助」が約27%（全国約32%）と最も多くなっています。

カ 生活歴等

出身地について

愛知県が約21%（名古屋市は約15%）となっていますが、「九州・沖縄」も約23%あります。

結婚について

結婚（内縁を含む）したことがある人は、約62%（全国約約53%）です。

家族との連絡について

この1年間で家族・親族と連絡がない人は、約73%（全国約77%）あります。

人権問題について

人権問題では、通行人等からの暴力や嫌がらせについて相談したいが約20%（全国約15%）あります。

行政への要望・意見について

「その他」が39%（全国約31%）で最も多くなっていますが、「仕事関連」と「住居関連」が合わせて約31%（全国約37%）あります。

ボランティア団体に対する要望・意見について

「なし」が約39%（全国約58%）で最も多くなっていますが、「食事関連」が約16%（全国約12%）あります。

民間団体に対しての要望・意見について

「なし」が約70%（全国約80%）で最も多くなっていますが、「仕事関係」が約2%（全国約2%）あります。

第3 ホームレス援護施策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) 現状と課題

全国調査及び本市集計の結果や基本方針等から明らかになったホームレスの人たちの現状と課題は、次のようなものです。

ア 多くの人たちは、きちんと就職して働きたいと思い、現に求職活動を行なっているにもかかわらず、就職に必要な住民票を設定したり、安心して求職活動等を行うための住まいが確保されないため、安定した職に就く機会も与えられず、日々の暮らしに追われ、低収入の廃品回収等に甘んじ、その日をしのいでいるというものです。

特に、本市のホームレスの人たちは、野宿生活になる前は、長く生産工程や製造業に従事し、常勤職員・従業員であった人が比較的多く、安心して生活できる住まいを確保し、安定した生活を営むための雇用を確保することができれば、多くのホームレスの人たちが地域で自立して社会生活を営むことができると考えます。

イ ホームレスの人たちは、野宿生活等により疲弊し、緊急に医療等を必要とする場合や、福祉等の援護が必要な人も多くいます。

従って、ホームレスの人たちの心身の健康回復を図るとともに、自らの意思で安定した生活を営むことを望む人については、福祉等の援護に向けた相談・援護により、地域で自立して社会生活を営むことができると考えます。

ウ ホームレスの人権擁護及び地域における生活環境の改善についても、課題として取り組む必要があることも明らかになりました。

エ 本市だけでは実効性のある取り組みが困難な問題も多いことから、国・県・経済団体等との連携及び市民との協働を図る必要があります。

オ 女性のホームレスの人たちが増加していることに鑑み、具体的な施

策・事業を行う際には、性差を配慮したきめ細かな自立支援を行う必要があります。

(2) 7つの主な取り組み

本市のホームレスの人たちの現状から明らかとなった課題は、「住まいの確保」、「雇用の確保」、「心身の健康回復」、「ホームレスに対する相談・援護」並びに「国・県・経済団体等との連携及び市民との協働」であり、これらの課題を主な柱として取り組んでいくべきものと考えます。

また、一方で、「ホームレスの人権擁護」及び「地域における生活環境の改善」についても、課題として取り組む必要があることも明らかになりました。

従って、本市の実施計画においては、次の7つの主な取り組みを行います。

- ①住まいの確保
- ②雇用の確保
- ③心身の健康回復
- ④ホームレスに対する相談・援護
- ⑤ホームレスの人権擁護
- ⑥地域における生活環境の改善
- ⑦国・県・経済団体等との連携及び市民との協働

(3) 実施計画の基本目標

7つの主な取り組みを基本的な方針とし、就労による自立と福祉等の援護による自立という2つの目標に向け、①緊急保護と自立支援事業の利用に向けた事前評価、②自立に向けての支援、③社会生活への復帰の各段階において、具体的な施策及び各事業を展開して、ホームレスの人たちの自立と生活の安定を図るための支援を着実に行うことにより、社会生活への復帰を果たし、再び野宿生活に戻さないようにします。

また、具体的な施策及び事業を実施するにあたっては、ホームレスの人たちの意思を尊重し、人権擁護に努めます。

2 7つの主な取り組み

(1) 住まいの確保

ア 現状と課題

(ア) ホームレスの人たちの多くは、現金収入を得るための努力をしていますが、食べ物を得るだけで精一杯の生活をしており、住宅の家賃を支払えるだけの収入を得ることができません。つまり、ホームレスの人たちにとって、自らが得る収入のみで住まいを確保し、野宿生活から抜け出すことは容易ではありません。

従って、ホームレスの人たちが地域で社会生活を営むためには、まず、住まいを確保することが必要です。

また、身体上の理由等により日常生活を営むことが困難な場合には、施設で生活することが必要となります。

その際には、救護施設（身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な要保護者に対し生活扶助を行う施設。以下同じ。）や他の社会福祉施設への入所を円滑に行うことが必要です。

(イ) ホームレスの人たちの中には、野宿生活が長期にわたるなどの事情から、地域社会の中で直ちに自立した日常生活を営むことが困難な人もいます。

従って、こういった人たちについては、地域社会において居宅生活を行う前に、日常生活の訓練が必要です。

(ウ) ホームレスの人たちを受け入れてくれる住宅は、あまり多くありません。

従って、住宅の貸主や不動産業者等に対して、地域で自立して社会生活を営むことが可能となったホームレスの人たちに対する理解を得るため、啓発や広報活動を行う必要があります。

(エ) ホームレスの人たちの中で、就労による自立や生活保護の適用等により、地域で自立して社会生活を営むことが可能となったにもかかわらず、収入や生活保護の住宅扶助の基準等に合った賃貸住宅が見つか

らないなどの問題があります。

従って、低廉な家賃等の適当な民間賃貸住宅の情報を収集し、住まいを必要とする人たちに対し、情報を提供する必要があります。

また、低廉な家賃で入居できる公営住宅の入居制度を活用する必要があります。

- (㊦) ホームレスの人たちは、家族や親族との連絡が途絶えていることが多く、適当な賃貸住宅を見つけた場合でも、身元保証人が確保できないため、契約することができないケースがあります。

従って、身元保証人になってくれそうな家族、親族又は知人等に連絡をとることができるような支援を行うとともに、どうしても身元保証人を見つけない人について、身元保証事業を行う必要があります。

イ 具体的な施策・事業等

(㊧) シェルター及び自立支援事業における支援

ホームレスの人たちの住まいの確保については、シェルター事業や自立支援事業を通して、地域で自立して社会生活を営むことが可能となるように支援することが基本となります。

- 入所者や利用者に対して、料理教室の開催等、地域で自立して社会生活を営むための日常生活訓練を行います。
- 入所者や利用者が家族や親族等の関係が疎遠となり、賃貸借契約の際の身元保証人がいない人については、家族等との関係回復に向けての援助を行います。
- 低廉な家賃の民間アパート等の情報を収集し、入所者や利用者に対して当該情報を提供するとともに、必要に応じて、不動産業者への同行を行うとともに、住まいが見つかった場合は、入居の手続を支援します。

(㊨) 社会福祉事務所における相談・援護

ホームレスである要保護者で、地域で自立して社会生活を営むことが可能と判断された人に対しては、必要に応じて、住まいを確保でき

るよう敷金等を支給します。

また、施設で生活することが適当と判断される場合は、その人の状況に応じて、救護施設や他の社会福祉施設への入所を行います。

(ウ) 賃貸住宅の経営者等への啓発事業

賃貸住宅の経営者、家主及び不動産業者並びに民間賃貸住宅を管理する団体に対して、ホームレスの人たちに関する理解を深めることを目的とした啓発事業を行います。

(エ) 民間住宅に関する情報収集等

ホームレスの人たちに理解のある賃貸住宅の経営者、家主及び不動産業者並びに民間賃貸住宅を管理する団体と連携し、低廉な家賃の賃貸住宅等に関する情報を収集し、シェルターの入所者や自立支援事業の利用者に対して、必要な情報を提供します。

(オ) ホームレス住宅専門相談窓口の設置

住宅を確保して、自立して社会生活を営むことを望むホームレスの人たちに対して、愛知県と連携し、住宅に関する専門知識を持った住宅相談員が定期的に相談を行う住宅専門相談窓口を設置しています。

(カ) 市営住宅の入居

市営住宅の入居資格があり、かつ、就労自立により地域で社会生活を営むことが可能となった自立支援事業の利用者について、市営住宅の入居を行います。

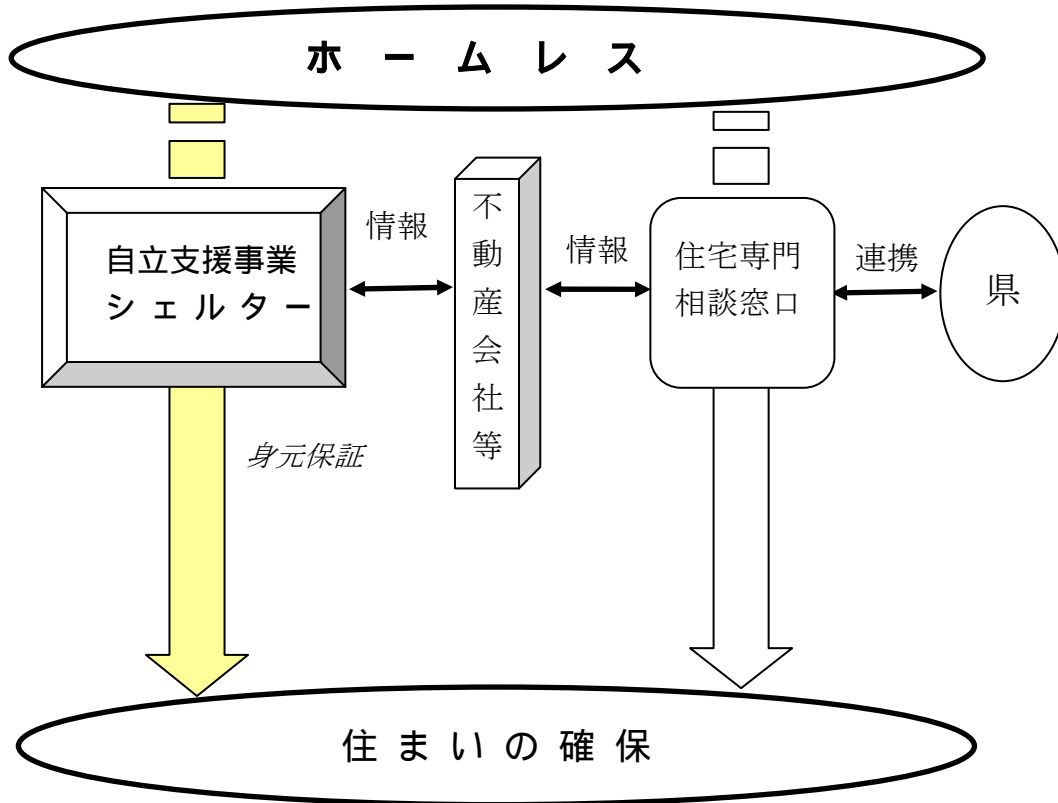
(キ) 県営住宅のホームレス優先入居制度等の活用

愛知県に、県営住宅のホームレス優先入居制度の活用を働きかけていきます。また、国が運営する雇用促進住宅の入居基準の緩和制度の活用を検討します。

(ク) 身元保証事業

地域で自立して社会生活を営むことが可能となったが、身元保証人がいないために、賃貸契約をすることができない自立支援事業の利用者等に対して、身元保証事業を行います。

[住まいの確保]



(2) 雇用の確保

ア 現状と課題

(ア) ホームレスの人たちの約半数がきちんと就職して働きたいという希望を持っています。しかし、ホームレスの人たちは、野宿生活をしているため、食事の心配等の日々の生活に追われて求職活動に専念することができない状態にあります。

従って、宿泊や食事等を提供する場所を確保し、安心して求職活動に専念する環境を作る必要があります。

(イ) ホームレスの人たちのうちで求職活動をしている人の多くは、求人雑誌や新聞あるいは友人等を通じて仕事を探しており、公共職業安定所の職業相談により自分に合った仕事の紹介を受けることが少ないため、安定した仕事に就く機会を持つことができない状態にあります。

従って、専門の職業相談員による職業相談を行う必要があります。

(ウ) 就職したいと思っているホームレスの人たちは、住民票の設定及び自分にあつた仕事先の開拓等について支援を受けたいと思っています。

従って、住民票の設置及び求人開拓等の求職援助を行うことが必要です。

(エ) ホームレスの人たちの中には、安定した仕事に就く意思があつても、履歴書の書き方や面接の技術等の基本的な知識がなく、また、社会生活習慣を身に付けていないなどのため求職活動が円滑に行うことができない人がいます。

従って、求職活動に必要な知識や技術の習得及び基本的な生活習慣を身につける必要があります。

(オ) 不況が長引く中、厳しい雇用環境が続いており、就職には資格や技術を取得している人が採用に有利です。資格が失効したり、資格や技能・技術がないため職種が限定されるなどして安定した職に就くことができない状態の人がいます。

従って、ホームレスを対象とした技能訓練や職業訓練等を活用し職業能力の開発・向上を図る就労支援が必要です。

- (カ) 事業主等のホームレス問題についての理解が充分でないため、就職に結びつかないケースがあります。事業主等のホームレスへの偏見を取り除き、理解を深めてもらうための啓発等を行うことにより、ホームレスの人たちの就労による自立を促進することが必要です。
- (キ) ホームレスの人の多くが、家族や親類等との関係がないため、就職にかかる身元保証人を確保しようとする場合に確保できないケースが多いことから、身元保証人制度の充実を図る必要があります。
- (ク) いったん就労自立が実現したものの就労の継続が難しく、ホームレスに戻るケースがあります。
従って、就労自立後のアフターフォローの体制を充実することにより、就労の継続、地域社会での自立した日常生活の継続の援助を推進する必要があります。
- (ケ) 近年の厳しい経済状況の下、深刻な雇用情勢の悪化や失業の増加等がホームレスの急増の大きな原因となっています。
従って、雇用の場の創出を含む国における雇用対策の一層の推進が必要とされていることから、今後も県と協力して国に働きかけていく必要があります。

イ 具体的な施策・事業

(7) 自立支援事業

熱田区の宿所提供施設「名古屋市熱田荘」（以下「熱田荘」という。）内において、自立支援事業（定員92人・利用期間原則6か月）を行っています。

中村区に新たに整備した更生施設内において、2か所目となる自立支援事業（定員72人・利用期間原則6か月）を行っています。

また、2か所目の自立支援事業においては、女性ホームレスの定員枠を設けています。さらに、女性職員の配置等により女性ホームレスの適切な処遇を図ります。

宿所及び食事（3食）の提供

就労意欲及び能力を有するホームレスの人たちに対して、安心して求職活動に専念できるよう日用品等を支給し、宿所及び食事（3食）を提供する場所を確保します。

各種相談の実施

医師及び看護師による健康相談、生活指導員による生活や住居に関する相談等の各種相談を実施し、利用者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう支援します。

職業相談等の実施

公共職業安定所から派遣された専門の相談員や専門のカウンセラーによる職業相談、求職援助及び就職後の職場定着等を目的とした就労支援等を行うとともに、軽作業の提供による就業訓練を行い、就労による自立が可能となるよう支援します。

今後は、シェルターにおいても職業相談等を行い、就労による自立を支援します。

身元保証人確保の援助

家族や親族等と疎遠で、就職の際の身元保証人がいない人については、家族等との関係回復に向けて援助を行います。

(イ) 再就職カウンセリング事業（愛知県事業）の活用

専門のカウンセラーが、自立支援事業の利用者に対し、職業相談、自己啓発等の研修、履歴書の書き方や面接のノウハウ等の講習等、個々のホームレスの就業能力等に応じたきめ細かな支援を行います。

また、利用者が就職した後は、職場定着指導等の援助を行います。

さらに、事業主に対する啓発、求人開拓並びに求人情報の収集及び提供を行います。

現在、愛知県と連携して事業を推進しています。

(ウ) ホームレス能力活用推進事業

専門的な知識や技能を必要としない職種の情報収集や事業主に対する啓発等を行う能力活用推進員を配置し、自立支援事業の利用者等に対して、情報の提供等を行います。

現在、自立支援事業と連携して事業を行っています。

(エ) 就労訓練事業

自立支援事業の利用者及びシェルターの入所者に対して、軽作業を提供し、自立に向けての支援を行うとともに就業に向けた訓練を行います。

現在、自立支援事業とシェルターにおいて事業を行っています。

(オ) トライアル雇用事業の活用

自立支援事業利用者の雇用機会の創出を図るため、国が実施している、就職困難者に対する一定期間の試行的雇用事業（トライアル雇用事業）を活用するとともに、トライアル雇用事業の実施について積極的に協力していきます。

(カ) 国の技能講習事業及び愛知県の職業訓練事業の活用

ホームレスの職業能力の開発・向上を図っていくため、資格取得等による就業促進を目的とした国の技能講習事業の実施について積極的に協力するとともに、NPO等の民間団体と協働した技能講習事業を実施します。

また、自立支援事業の利用者及びシェルター入所者に対し、国の技能講習事業及び愛知県の職業訓練事業の活用を奨励します。

(キ) 広報・啓発活動

県や国と連携しながら、ホームレスの人たちの雇用について事業主等の理解を得るために、地元経済団体の会合等の機会をとらえて、広報・啓発活動を行います。

(ク) ホームレス就業連絡会議の設置・充実

愛知県や愛知労働局と共同で経済団体の関係者等を交えた会議を定期的で開催し、ホームレスの雇用促進の環境整備を行います。

また、愛知労働局、公共職業安定所との連携によりホームレスの人たちの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓や、求人情報の収集・提供を行います。

(ク) 身元保証事業

自立支援事業等の利用者で、求職活動をしているが、身元保証人がいないために、就職できないケースに対して、社会福祉法人等が実施する身元保証事業を活用します。

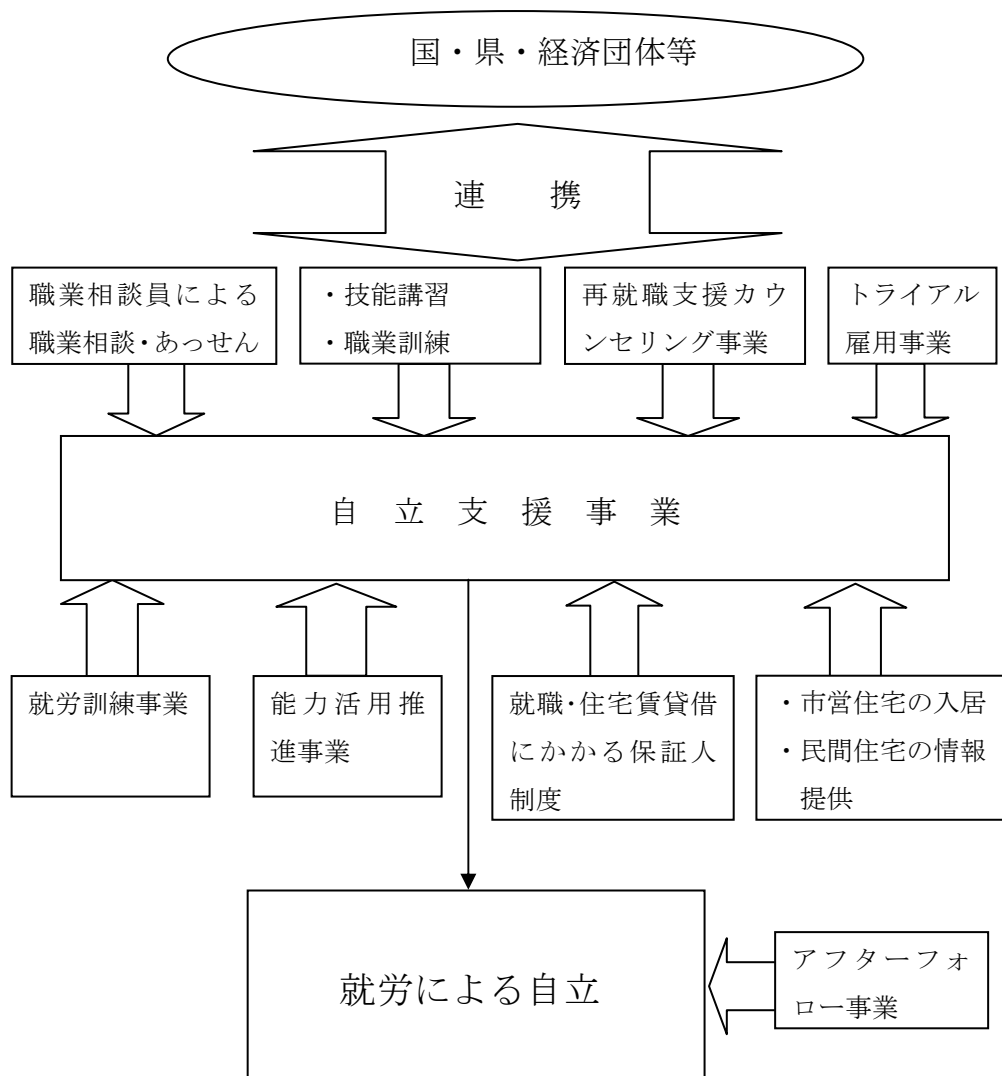
(ロ) アフターフォロー事業

自立支援事業の利用終了者等で、地域において自立して日常生活を営むものに対して、定期的に家庭訪問や電話相談等により、就職後の職場定着指導や生活相談等を行い、いったん野宿生活から社会生活に復帰した人について、再び野宿生活に戻さないことを目的とした支援を行います。

現在、シェルターや自立支援事業の生活指導員が、必要に応じて退所者等の個別の相談に乗るとともに、家庭訪問を行っています。

これに加え、自立支援事業に、専門の生活支援員を配置し、定期的に家庭訪問や電話相談等による就職後の職場定着指導や生活相談等を行います。

[自立支援事業を中心とした施策・事業]



(3) 心身の健康回復

ア 現状と課題

(ア) 野宿生活により、ホームレスの人たちの多くが身体の不調を訴えています。

従って、健康相談等により医療を必要とするホームレスの人たちを発見し、適切な医療が受けられるよう医療機関への受診につなぐことが必要です。

(イ) 名古屋市における結核新規登録患者のうちホームレス患者の割合は、平成12年4.6%、平成13年4.4%、平成14年5.4%となっていますが、これらの人は、発見されて治療を開始しても治療中断を起こす傾向にあります。

従って、ホームレスの人たちの結核を早期に発見し、また、治療を中断しないようにする必要があります。

イ 具体的な施策・事業

(ア) ホームレス健康支援事業

窓口や巡回による健康相談、保健指導を実施し、医療の必要があるホームレスの人たちについては、適切な医療が受けられるよう社会福祉事務所、保健所と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげるよう事業を実施します。

○ ホームレスの自立を支援するため、専門の知識と経験を有する自立支援健康相談員を配置し健康相談を実施します。自立支援健康相談員は、社会福祉事務所の保護援護生活相談員とともに公園等を巡回し、健康相談を実施します。

○ 健康について不安を持つホームレスの人たちに対して、愛知県と連携し、健康や保健に関する専門知識を持った保健師が定期的に相談を行う健康専門相談窓口を設置しています。

○ 医療の必要があるホームレスについては適切な医療が受けられるよう福祉事務所、保健所と密接な連携を図りながら医療機関への受

診につなげます。

(イ) ホームレス結核対策事業

ホームレスの人たちを対象として、結核の早期発見のため検診機会の拡充に努めるとともに、発見された結核患者に対して結核服薬支援を基本とした治療支援を実施することにより、効果的な結核対策を推進していきます。

- 結核り患者を早期に発見するために、施設入所者及び公園・路上等で起居しているホームレスの結核検診を実施します。
- 不完全な治療による結核の再発防止や薬剤耐性化を防ぐため、結核にり患しているホームレスへの結核服薬支援事業を推進します。

(ウ) 医療機関の確保

無料低額診療事業（生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業をいう。）を行う施設の活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にあるホームレス等が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行います。

また、ホームレスの人たちが、適切な医療を受けられるよう医療機関への協力を依頼するとともに、次のような事業を行います。

診察・入院協力料支給事業

医療機関において、ホームレスである要保護者を円滑に受け入れることができるよう、協力料を支給する事業を行います。

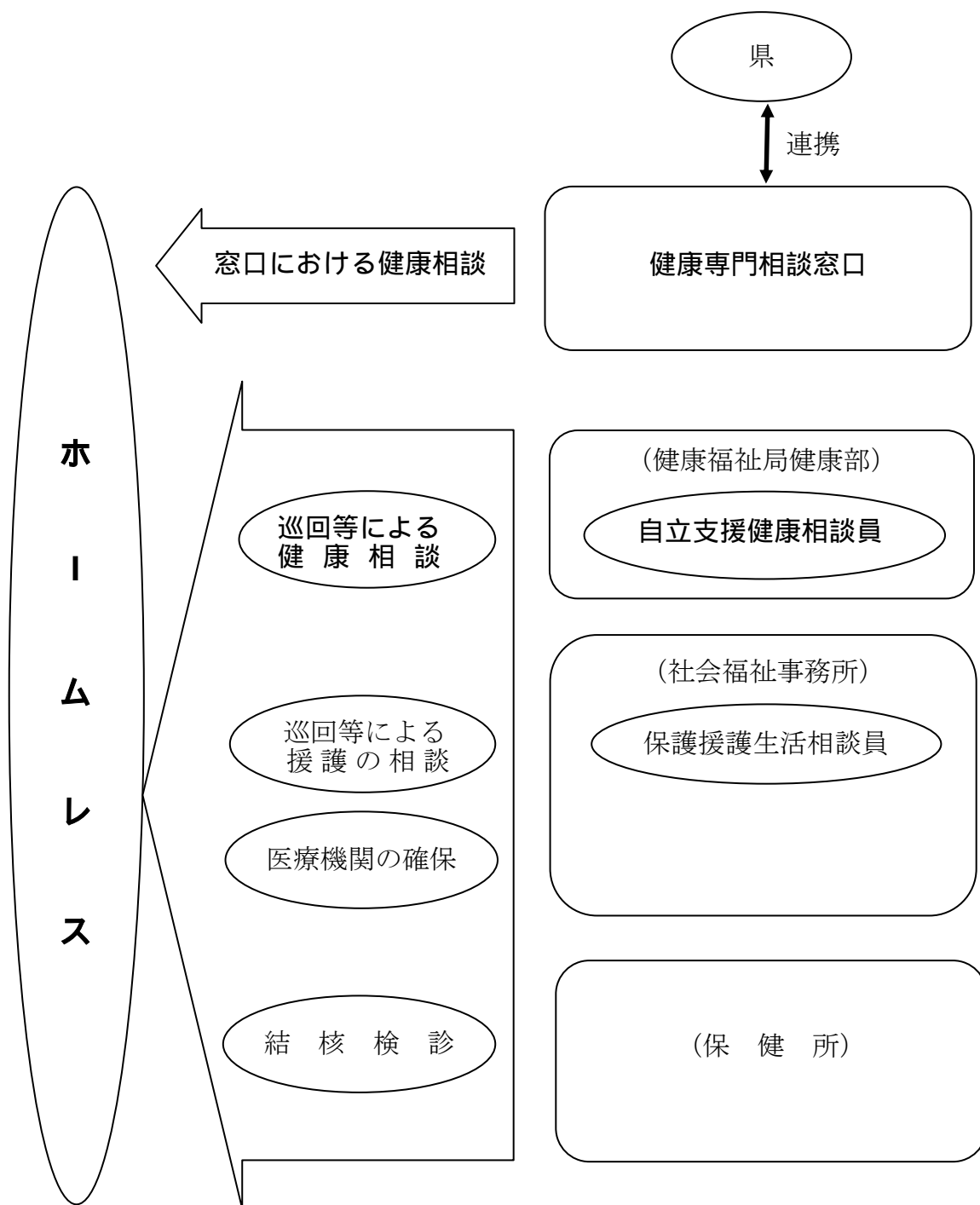
緊急ベッド確保事業

医療機関のベッドを借り上げ、満床等の理由で入院が困難となったホームレスである要保護者について、緊急的に入院を受け入れてもらう事業を行います。

生活用品支給事業

入院した直後から必要となる日用品の持ち合わせのないホームレスである要保護者について、入院生活に必要な歯ブラシ・タオル・石鹸等の生活用品を支給する事業を行います。

[心身の健康回復の概念図]



(4) ホームレスに対する相談・援護

ア 現状と課題

(ア) ホームレスの人たちの多くは、野宿生活から脱け出すためにどうしたらいいかについて相談したいと考えています。

従って、社会福祉事務所において、就労による自立や福祉等の援護による自立をして地域社会で生活ができるよう援護の相談を行う必要があります。

また、ホームレスの人たちの起居する場所へおもむいて、その実態を把握するとともに、自立支援事業や福祉の援護施策等についての説明や援護の相談等を行う必要があります。

(イ) ホームレスの人たちの多くは、野宿生活により健康状態が悪化していることから、医療機関において円滑に診察・入院が行われるよう、社会福祉事務所が迅速に治療費等の相談に応じてくれることを望んでいます。

従って、病気等により急迫した状態にある要保護者等が医療機関に緊急搬送された場合等については、迅速で適切な生活保護の適用を行っていく必要があります。

(ウ) 多くのホームレスの人たちが公園で定住しています。

従って、シェルターにおいて、緊急一時的に宿泊や食事の提供を行い、心身の健康回復及び自立へ向けての支援を行う必要があります。

(エ) ホームレスの人たちの中で、多重債務等法律的な問題について、専門的な助言を受けることを望んでいる人がいます。

特に、多重債務に苦しみ、働く場所や住む場所を失いホームレスとなった人は珍しくなく、多重債務問題等を解決することができれば安心して自立生活を目指すことも可能であると考えます。

従って、ホームレスの人たちのための法律問題に関する専門的な相談窓口を設け、相談を受け付ける必要があります。

イ 具体的な施策・事業

(7) 社会福祉事務所における相談・援護

- 病気等により急迫した状態にある要保護者等が医療機関に緊急搬送された場合や、援護の相談等により入院等が必要と判断された人について、医療機関等の関係機関と密接な連携を図りながら、迅速で適切な生活保護の適用を行います。
また、医療機関での治療を終了した後も、社会福祉事務所において援護の相談を行い、それぞれの状況に応じた自立を支援するよう努めます。
- 社会福祉事務所において援護の相談を行った要保護者が、即日入院・入所等ができない場合に、指定する民間の宿泊施設において、緊急一時的に宿泊と食事の提供を行います。
- 社会福祉事務所において、ホームレスの人たちに対する援護の相談を行い、相談者の意思を尊重しつつ、その状況に応じて、就労による自立又は福祉等の援護による自立等の処遇方針を決め、関係機関と密接な連携を図りながら、適切な処遇を行います。
女性ホームレスに対しては、人権や個別ニーズへの配慮をし、県の女性相談センター、婦人保護施設等との連携を図ります。
- 相談者の中で、就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される人で、就労により自立を希望するものに対しては、自立支援事業の利用に関する相談を行います。
その結果、自立支援事業の利用を希望する人については、一時保護所において、自立支援事業の利用に向けての事前評価を行った後、自立支援事業の利用を開始します。
- 相談者の中で、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人については、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を行います。この場合、直ちに保護の要否、保護要件の有無及び居宅生活の可否の判定ができないときは、一時保護所において、一定の判定期間を

設けて判定を行います。

- 保護施設への入所が適当な場合については、その状況に応じて、更生施設や宿所提供施設への措置を講じます。
現在、天白区において、更生施設「名古屋市植田寮」（定員150人）の運営を行っています。
中村区において、65歳未満で療養の必要があり、かつ就労による自立の可能性が高いホームレスの人たちを対象に、更生施設（定員60人・入所期間原則6か月）の運営を行っています。
また、熱田区において、宿所提供施設「名古屋市熱田荘」（定員27世帯120人・入所期間原則6か月）を運営しています。
- 保護施設への入所が必要な要保護者が、何らかの理由により入所できない場合、指定する民間の宿泊施設において、一定期間(原則6か月以内)生活保護の適用を行います。
- 居宅での生活保護を希望する人については、相談者の日常生活管理能力や金銭管理能力等の状況からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難だと判断される場合は、更生施設等において保護を行い、居宅生活へ円滑に移行するために必要な助言、指導等の支援を行います。
居宅生活を送ることが可能であると認められる場合は、相談者の状況に応じ必要な保護を行い、居宅生活を継続するために必要な助言、指導等の支援や居宅における自立助長を目的とした就労指導等の支援を行います。

(4) 巡回相談事業

専門の知識や経験を持った保護援護生活相談員を社会福祉事務所に配置し、ホームレスの人たちが集まる地域を巡回し、その実態を把握するとともに、自立支援事業や福祉援護施策等についての説明や相談等を行います。

また、必要であれば、社会福祉事務所の援護の相談に結びつけるなど、就労による自立や福祉等の援護による自立に向けての援助を行います。

現在、中区、中村区、熱田区及び北区の公園や路上等で野宿生活をするホームレスの人たちを中心に巡回相談を行っています。

(ウ) 一時保護事業

自立支援事業の利用に向けての事前評価又は生活保護の要否や居宅生活の可否の判定が必要なホームレスの人たちに対して、宿所及び食事を提供する一時保護事業を行います。

現在、熱田荘内において事業（定員50人・入所期間原則2週間）を実施しています。

(エ) シェルター事業

公園等で起居しているホームレスの人たちに対し、入所の誘導を行い、シェルターにおいて、宿泊・食事の提供、結核及び一般の健康診断、日用品の提供、医師及び看護師による健康相談、生活指導員による援護の相談、就業訓練事業に基づく軽作業の提供等を行い、心身の健康回復及び自立支援事業の利用に向けた事前評価等自立への動機付けを行うとともに、公園等の適正利用を図ります。

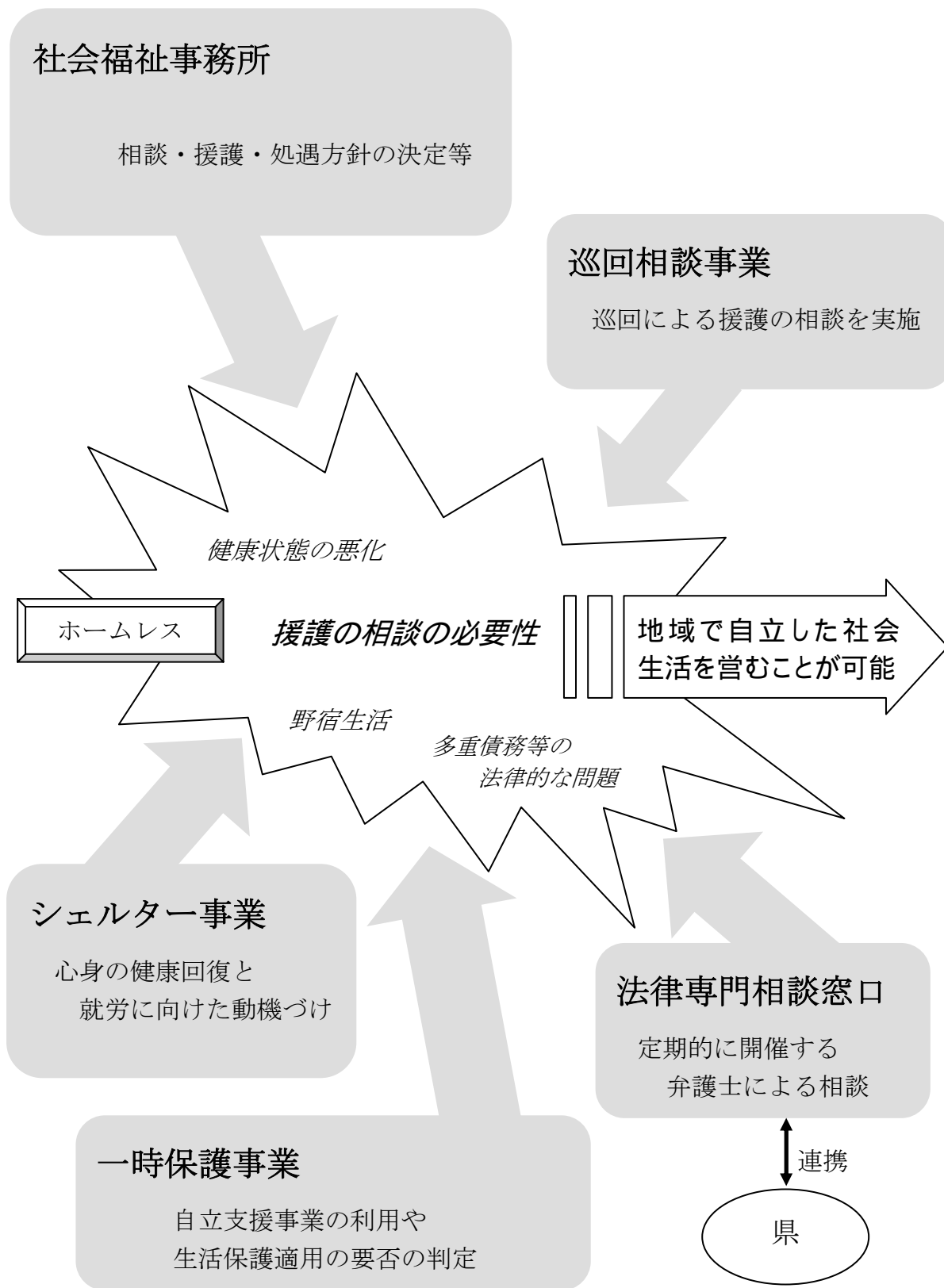
現在、白川公園及びその周辺公園で起居するホームレスの人たちを対象に、中区の白川公園前宿泊所（定員150人・入所期間原則6か月）を、名城公園及び久屋大通公園等で起居するホームレスの人たちを対象に、名城公園宿泊所（定員200人・入所期間原則6か月）の2か所のシェルター事業を実施しています。

また、2か所目の名城公園宿泊所においては、女性ホームレスの定員枠を設け、さらに、女性職員の配置等により女性ホームレスの適切な処遇を図ります。

(オ) ホームレス法律専門相談窓口の設置

多重債務を始めとする法律問題の専門的な助言等を望むホームレスの人たちに対して、愛知県と連携し、弁護士が定期的に相談を行う法律専門相談窓口を設置しています。

[ホームレスに対する相談・援護]



(5) ホームレスの人権擁護

ア 現状と課題

- (ア) ホームレスの人たちの人権侵害につながる暴行事件・死傷事件や嫌がらせなどの事例が発生しています。
- (イ) ホームレスの人たち自身が自立し、地域社会の一員として社会生活を送ることができるよう、住まい、雇用、福祉、医療などの面での取り組みを行うとともに、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するため、市民の人権意識の高揚を図ることが大切です。
- (ウ) なごや人権施策推進プランにホームレスの人権に関する問題を取りあげ、人権という視点から施策を総合的に推進することとしています。

イ 具体的な施策・事業

- (ア) あらゆる差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めるため、人権教育・人権啓発を行います。
- (イ) ホームレスに対する暴力、嫌がらせ等の人権侵害を通報等により認知した場合は、国、県、関係機関等との連携により、適切な解決を図ります。
- (ウ) 自立支援事業、シェルター等のホームレス入所施設の運営管理、その他ホームレス援護施策の実施の際には、人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮します。

(6) 地域における生活環境の改善

ア 現状と課題

- (ア) 市内のホームレスの人数は、大阪市、東京都（23区）に次いで3番目であり、1,788人となっています。その内訳は、公園1,185人、道路258人、河川205人、その他140人であり、本市の特徴として全体の約66%が公園に起居しています。
- (イ) 日頃、公共施設を利用する人や地域住民などから「公園が利用できない」「歩行の支障となっている」「ゴミが散らかしてある」などといった苦情が道路・公園等の公共施設を管理する者（以下「公共施設管理者」という。）に多く寄せられ、一部では地域社会とのあつれきが生じており、一刻も早い事態の解消が望まれています。
- (ウ) ホームレスの人たちに自立の支援等に関する施策（以下「自立支援等施策」という。）を説明し、多くの人を支援していく必要があります。
また、自立支援等施策について、積極的にホームレスの起居する場所におもむいて、相談・周知することも必要です。

イ 具体的な施策・事業

公共施設の適正利用の確保

- ・ シェルターへの入所対象公園等に起居するホームレスの人たちに対し、巡回相談事業と連携を図り、自立支援等施策の相談・周知を行いながら、シェルターへの適切な誘導を進めます。
- ・ 公共施設管理者は、管理する公共施設がホームレスの起居する場所となっていることにより適正な利用が妨げられているときは、社会福祉事務所や保健所等の関係機関と連絡調整し、巡回相談事業や自立支援等施策との連携を図りつつ、指導パトロールや物件の撤去指導等を行い、必要と認める場合は、法令に基づく監督処分等の措置を実施します。

(7) 国・県・経済団体等との連携及び市民との協働

ア 現状と課題

本市の主な取り組みにおいて、本市だけでは解決できない問題があります。このような問題に対しては、国、県及び地元経済団体との連携や市民、特にホームレスの人たちの事情に通じたNPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と協働することが必要です。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 住まいの確保については、低廉な家賃の住宅等の情報収集等について、民間の賃貸住宅管理団体等と連携を図ります。

(イ) 雇用の確保については、定期的な連絡会議を開催するなど、労働行政を所管する国、県及び地元経済団体等との連携を図ります。

(ウ) 心身の健康回復や相談・援護等については、県実施計画の取り組みをふまえて、県と連携し、実効性のある施策・事業等を推進します。

また、ホームレスの人たちの事情や地域の事情を把握しているNPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と積極的な情報交換を行うとともに、これらの団体に支援や協力等を求めるなど、ホームレス援護施策を協働して推進します。

(エ) 地域における安全の確保及びホームレスの人たちの被害防止を図るため、ホームレスの人たちの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得て、警察等の関係機関との連携を図ります。

(オ) ホームレスが増加している背景として、核家族化等による家庭機能の低下や、近隣関係の希薄化等による地域社会の変化もその一つにあると言われています。つまり、この問題を特定の人だけの問題として考えるのではなく、社会全体で捉えていくことが求められています。

そのため、新たなホームレスを生まないようにするために、住民と行政の協働により地域の課題に取り組んでいくことができるような地域社会づくりを推進します。

- (カ) 家族と切り離され、地域社会とも切り離されてきたホームレスの人たちが、自立支援事業を利用して就労等により自立した場合には、その人たちが地域で自立した社会生活を営むことができるよう、NPO、ボランティア団体等と協働して支援することについて検討します。

[実施計画におけるホームレス援護施策等の概念図]

